

◎新潟県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年6月5日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷1547の10・1549の17・字外之田1551の3（以上3筆について次の図の示す部分に限る。）、字寺屋敷1547の11、1547の12、1548の3、1549の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）